最終更新日：2021年3月4日
セコム株式会社
代表取締役社長　尾関　一郎
問合せ先：総務部　ＴＥＬ：03-5775-8100
証券コード：9735
https://www.secom.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「お客様」「株主」「お取引先」「社員」「地域社会」という全てのステークホルダーから「価値ある企業」・「信頼される企業」として支持され続けるために、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、社会的な責任を果たし、かつ持続的な成長、発展を遂げていくことが重要であると認識しております。
これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると考えており、コーポレートガバナンス・コードを踏まえて、トップマネジメントのイニシアティブのもと、社外取締役および社外監査役によるステークホルダーの利害に配慮した経営に対する独立監督機能および業務執行の適正性保持機能を活用しつつ、株主等に対する情報開示の徹底、コンプライアンス体制の強化等に積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コードの各原則について全てを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－３．資本政策の基本的な方針】
当社は、持続的な企業価値の向上を目指し、研究開発、戦略的な事業への投資等、業容拡大や成長投資の機会を機動的に捉えるために、必要かつ十分な株主資本を保持することを基本とします。
成長投資に必要な資金は、事業運営で生み出す営業キャッシュフロー及び手元資金で賄うことを基本としますが、それを超える資金調達が必要な場合に備え、柔軟な資金調達が可能な高格付を維持できる株主資本水準を確保します。
また、株主への利益還元を経営の重要課題として認識し、連結業績の動向を総合的に判断しながら、安定的かつ継続的な利益配分に努めます。

【原則１－４．政策保有株式】
⑴ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
当社は、事業参画、協業、資本・業務提携、育成、当社のサービスおよび商品の取引の維持拡大等を総合的に検討して、株式を取得および保有する場合があります。ただし、以下に記す検証の結果、保有の合理性が無いと判断した場合には株式を売却し、政策投資を目的として保有する投資株式の縮減に努めることを保有方針としています。
また、検証方法については、毎年定期的に、取締役会において、保有する個別の株式の便益やリスク等について検証を行う事としております。保有先企業との取引状況ならびに保有先企業の財政状態や経営成績の状況を踏まえた成長性や収益性について確認するとともに、保有に伴う便益の利回りと当社の資本コストの定量的な比較分析、市場環境や株価動向、および保有目的が当社の政策保有に関する方針に合致しているか等、保有の妥当性について総合的に検討し、政策保有の継続の可否について検証を行っております。
⑵ 議決権行使方針
当社は、議決権行使は、投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えており、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうかなどの視点に立って判断し、議決権を行使します。
a.議決権の行使は経済的な利益が増大することを目的に行われること。
b.株主の利益を最大にするような企業経営が行われること。
c.企業活動に関する適時かつ適切な情報開示が促進されること。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社が当社の取締役・監査役・主要株主等と取引を行う場合には、取締役会規則に基づき、重要性の高い取引について、取締役会での審議・決議を要することとしております。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金基金担当者として求められる人材の資質について以下のように認識しており、これらの能力を備えた人材登用を目的とし、キャリアパスを通した計画的な人材育成を行っております。
ⅰ）資産運用を行うための、基礎的な経理、財務、コーポレート・ファイナンス等の知識を有していること。
ⅱ）企業年金の年金制度や税制についての知識を有していること。
ⅲ）運用会社などと交渉するための交渉力、調整力を有していること。

【原則３－１．情報開示の充実】
⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
「会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画（当該事業年度の業績見通し）」は、当社ホームページ、アニュアルレポートおよび決算短信に掲載しております。
なお、2017年５月に長期ビジョンとして「セコムグループ2030年ビジョン」を策定し、１年後の2018年５月に2030年ビジョンに向けた成長を加速するため、「セコムグループ ロードマップ2022」を策定しました。下記に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。
（セコムグループ2030年ビジョン：https://www.secom.co.jp/corporate/vision/vision.html）
（セコムグループ ロードマップ2022：https://www.secom.co.jp/corporate/pdf/roadmap 2022.pdf）
⑵ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「Ⅰ．1．基本的な考え方」に記載しております。

⑶ 取締役の報酬

取締役の報酬については、金銭報酬と株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成することとしております。ただし、社外取締役については、金銭報酬のみを支給することとしております。

これらの報酬のうち、金銭報酬については、指名・報酬委員会が、取締役会の授権を受けて、株主総会で決議された報酬限度額内において決定することとしております。また、株式報酬については、取締役会が、株主総会において金銭報酬とは別枠で決議された報酬限度枠内において、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえた上で決定することとしております。

⑷ 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名

取締役候補者・監査役候補者の指名については、取締役会が定めた指名方針に基づき、取締役会で審議のうえ決定しております。

なお、取締役候補者については、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の議論を経たうえで、取締役会で決定しております。

監査役候補者については事前に監査役会の同意を得ております。

また、取締役が企業価値を著しく低下させるような行動を取るなど、経営遂行能力に問題があると取締役会が判断する場合には、指名・報酬委員会にて審議を行った後、取締役会決議を経て、株主総会において解任決議を行うこととしております。

⑸ 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名についての説明

候補者個々の選任理由については「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

また、取締役の解任を行う場合には、個々の解任について株主総会にて説明を行います。

【補充原則４－１①．経営陣に対する委任の範囲及びその概要】

当社取締役会は、取締役会規則を制定し、以下の事項について取締役会の決議を必要としております。

a.株主総会に関する事項
b.取締役および使用人人事に関する事項
c.組織・規則に関する事項
d.株式に関する事項
e.資金調達に関する事項
f.その他重要な業務執行

また、その他の事項については、代表取締役社長に委任しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準】

当社は、会社法の社外取締役要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に基づき、独立社外取締役を選任しております。

【補充原則４－１１①．取締役会の多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、当社の業務に精通し多様な知見を持つ社内取締役と、企業経営等に豊富な見識を持つ複数名の社外取締役によってジェンダーや国際性の面を含む多様性が確保され、実質的な実のある議論・決議が行われるよう適切な人数としています。取締役会の実効性を高めるため、今後も引き続き、更なる多様性と適正規模について、検討を行ってまいります。

【補充原則４－１１②．取締役・監査役の兼任状況の開示】

取締役・監査役の兼任状況については、「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則４－１１③．取締役会の実効性評価】

当社は、取締役会の実効性を高めることを目的に、取締役会の実効性評価を実施しました。

当社の分析・評価結果の概要は以下の通りです。

（評価方法）

2021年1月の取締役会においてアンケートを実施しました。その後、2021年3月上旬に事務局でとりまとめを行い、その結果の概要について取締役会で議論を行いました。

（結果概要）

〔取締役会の構成等〕

取締役会構成について、多様性および監督と執行のバランスは適切であり、また活発な議論や迅速な意思決定に適切な人数となっているとの意見が示された。特に、本年度、新たな女性取締役の就任によりジェンダー面において多様性が改善され、また、社外取締役の比率についても向上したとの意見が示された。一方で、社内出身の女性取締役の輩出など取締役会構成の更なる多様性について、建設的な意見も提示された。

〔取締役会の運営等〕

取締役会は毎月1回の開催を原則としており、重要な案件を迅速に審議・決議することができる体制となっている。取締役・監査役が適切な判断を行うことができるよう、特に重要な案件は、決議前に事前に取締役会で議論し、決議後も取締役会で経過を報告している。社外取締役・社外監査役は積極的に発言し、議論しやすい雰囲気であるとの意見が提示された。また、財務報告等を含め、各種案件の説明について前年度の評価結果を踏まえて改善がなされたとの意見や、議論を深めていくための自由討議の時間の設定、社外役員と一層の意思疎通を図るための場を求める意見も提示された。

〔取締役会の機能等〕

取締役会で取り扱う案件は、取締役会規則に基づいて適切に選択されており、経営方針や企業理念についての議論も徹底されているとの意見が示された。一方で、アフターコロナに向けての具体的な議論、技術革新や労働力人口の減少等による事業環境の変化やそれに伴うリスク等、中長期的視点に立った議論の更なる進展について、建設的な意見も提示された。

（今後の取り組み）

当社の企業価値向上のため、より実効性の高い取締役会となるよう、今回の評価により得られた課題や様々な意見を踏まえ、継続的に取締役会の機能向上に取り組んでまいります。

【補充原則４－１４②．取締役・監査役に対するトレーニング方針】

当社は取締役・監査役へ、必要に応じて、会社の事業・財務・組織等に関する情報や、一般的な会社法等の必要な知識を取得する機会を適宜提供します。また、それらの情報を継続的に更新する機会についても、適宜提供していきます。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。
・代表取締役社長がIR統括の役割を担っております。
・IR担当部門（IR部）は、関係部門から必要な情報を入手するとともに、協力して決算説明会を開催するなど、各部門と連携してIR活動を行っております。
・代表取締役社長による決算説明会を、本決算および第2四半期決算の発表時ならびに必要に応じて開催し、会社の方針を伝えるとともに、投資家とのコミュニケーションの場としております。また、IR責任者（IR部長）による個別スモールミーティングを行っております。開示資料に関しては、法定開示資料（有価証券報告書や事業報告・計算書類）に加え、任意開示書類（アニュアルレポートや株主通信）を発行し、当社の基本的な考え方や将来の方向性、事業の状況、財務諸表とその分析、その他資料を提供しております。
・対話において把握した株主の意見などは、各会議における報告や、各取締役・経営陣および関係部門へのフィードバックを行い、情報の共有・活用を図っております。
・情報管理については、「インサイダー取引の防止に関する規程」を制定しており、規程を遵守することによって適切な管理を行っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	33,246,200	15.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,857,300	7.72
JP MORGAN CHASE BANK 380055	9,344,575	4.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	5,687,954	2.60
STATE STREET BANK WEST CLIENT － TREATY 505234	4,367,657	2.00
飯田　亮	4,241,788	1.94
野村信託銀行株式会社（信託口2052088）	4,201,886	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口7）	4,191,500	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	4,129,900	1.89
公益財団法人セコム科学技術振興財団	4,025,400	1.84

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1．当社グループは、セキュリティサービスをはじめとするさまざまなサービスを、複合的・融合的に提供することで、より「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築を目指しています。そのなかで当社は、上場子会社として能美防災株式会社、株式会社パスコ、セコム上信越株式会社を有しております。
能美防災株式会社は、自動火災報知設備や消火設備をはじめとする各種防災システムの提供などを主な事業領域とし、当社グループの防災事業を担う子会社です。歴史とブランドを活かすとともに、取引先からの信用確保、防災などの専門性の高い優秀な人財の確保等を実現することがグループとしての企業価値の最大化につながると考えられることから、上場子会社として有する現状が最適であると認識しています。

株式会社パスコは、航空測量とGIS(地理空間情報システム)などを主な事業領域とし、当社グループの地理空間情報事業を担う子会社です。歴史とブランドを活かすとともに、取引先からの信用確保、技術力の高い優秀な人財の確保等を実現することがグループとしての企業価値の最大化につながると考えられることから、上場子会社として有する現状が最適であると認識しています。
セコム上信越株式会社は、新潟・群馬・長野エリアにおいてセキュリティサービスの提供などを主な事業領域とする子会社です。地域性を活かすとともに、取引先からの信用確保、社員のモチベーション向上や優秀な人財の確保等を実現することがグループとしての企業価値の最大化につながると考えられることから、上場子会社として有する現状が最適であると認識しています。
また、上場子会社3社におきましては、当社から独立した社外取締役を複数人選任しており、独立性を確保しております。

2．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、グループの職員が一体となって適正な業務運営に努めている。

(2)セコムグループ総体としての事業ビジョン達成へのグループシナジーを高めるため、「セコムグループ企業経営基本規程」を定め、子会社の重要意思決定についての当社との事前の協議事項及び承認事項並びに重要事項報告の基準を明確にし、これを実行している。

(3)子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってIT統制を行っている。当社のIT担当役員は主要な子会社のIT運用状況について適時査察を行うこととしている。

(4)当社代表取締役社長を議長とし、主要な子会社の社長及び議長が指名する者で構成する「セコムグループ経営会議」を設け、グループ情報及び運営理念の共有化を図り、グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努めている。
当社代表取締役社長はその結果を必要に応じ取締役会及び監査役会に報告することとしている。

(5)当社代表取締役社長は当社の内部監査部門（監査部及びグループ運営監理部）に命じ、必要に応じて子会社を査察する。子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努めている。

(6)主要な子会社については当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施している。

(7)当社は、当社監査役会と協議のうえ、グループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図っている。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
廣瀬　篁治	他の会社の出身者											
河野　博文	他の会社の出身者											
渡邊　元	他の会社の出身者											
原　美里	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

廣瀬　篁治	○	―――	学生時代に飲料自販機のベンチャー事業を立ち上げた後、業界団体の設立・運営に尽力し、事業・業界の発展に貢献、また2003年からはインターネット・リサーチサービス企業に転じ、企業のネットリサーチ活用によるビジネスチャンス拡大に努めてこられた経歴を通じて培われた企業経営に関する豊富な経験と高い見識を、当社の経営強化、コーポレート・ガバナンスの向上に活かしていただけると判断して選任しております。 　なお、同氏は、株式会社モニタス代表取締役会長を務めておりますが、当社の提供する一般的なサービスに関する取引関係を除き、同社と当社との間に特別の利害関係はなく、同社と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反の生じるおそれもないため、客観的・中立的な視点で意見表明ができる独立性を備えております。 　このように、同氏は外形的な独立性を備えるとともに、一般株主の利益に配慮した実効性の高い経営監督機能を発揮しうる方であることから、同氏を独立役員に指定しております。
河野　博文	○	―――	通商産業省（現経済産業省）および独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構において要職を歴任されたほかソニー株式会社の社外取締役やＪＦＥスチール株式会社の専務執行役員に就任された経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営強化、コーポレート・ガバナンスの向上に活かしていただけると判断して選任しております。 　なお、同氏は、三愛石油株式会社社外監査役を務めておりますが、当社の提供する一般的なサービスに関する取引関係を除き、同社と当社との間に特別の利害関係はなく、同社と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反の生じるおそれもないため、客観的・中立的な視点で意見表明ができる独立性を備えております。 　このように、同氏は外形的な独立性を備えるとともに、一般株主の利益に配慮した実効性の高い経営監督機能を発揮しうる方であることから、同氏を独立役員に指定しております。
渡邊　元	○	―――	渡辺パイプ株式会社の経営者として、長年にわたる企業経営で培われた豊富な経験と高い見識を、当社の経営強化、コーポレート・ガバナンスの向上に活かしていただけると判断して選任しております。 　なお、同氏は、渡辺パイプ株式会社代表取締役社長を務めておりますが、当社の提供する一般的なサービスに関する取引関係を除き、同社と当社との間に特別の利害関係はなく、同社と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反の生じるおそれもないため、客観的・中立的な視点で意見表明ができる独立性を備えております。 　このように、同氏は外形的な独立性を備えるとともに、一般株主の利益に配慮した実効性の高い経営監督機能を発揮しうる方であることから、同氏を独立役員に指定しております。

原　美里	○	――	不動産管理会社における長年の取締役としての経験のほか、税理士法人における税務および企業会計等を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営強化、コーポレート･ガバナンスの向上に活かしていただけると判断して選任しております。 　なお、同氏は、原地所株式会社取締役および税理士法人横浜弁天会計社代表税理士を務めておりますが、当社の提供する一般的なサービスに関する取引関係を除き、これらの会社と当社との間に特別の利害関係はなく、これらの会社と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反の生じるおそれもないため、客観的･中立的な視点で意見表明ができる独立性を備えております。 　このように、同氏は外形的な独立性を備えるとともに、一般株主の利益に配慮した実効性の高い経営監督機能を発揮しうる方であることから、同氏を独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	7	0	3	4	0	0	社内取締役

補足説明

―

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から「監査計画」、「期末監査検討事項」、「監査実施結果」等について説明を受けるとともに、自己の監査方法や見解について会計監査人と意見交換を行っております。また、監査役は会計監査人が行う実査について、事業所及び主要な子会社等に同行し、監査役の立場で支援を行うとともに、実効性のある監査役監査を実施するための参考としております。
監査役は内部監査部門(監査部およびグループ運営監理部)と定例、または適宜に連絡会を設け、当社および子会社の内部監査活動状況の説明を受け、必要に応じて助言や監査要請を行っております。
また、その結果を監査役監査の計画にフィードバックしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤　秀樹	その他													
安田　信	他の会社の出身者													
田中　節夫	その他												○	

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤　秀樹	○	―――	大蔵省（現財務省）、公正取引委員会事務局等において国の施策の実施に携わった経験や政策シンクタンク構想日本において培った数多くの政策プロジェクト実現の成果を、当社監査体制の強化に活かしていただけると判断して選任しております。 　なお、同氏は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社社外取締役を務めておりますが、当社の提供する一般的なサービスに関する取引関係を除き、同社と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は同氏が代表理事を務める一般社団法人構想日本（非営利独立の政策シンクタンク）の主催するフォーラム等の会費（10百万円未満）を同法人に納めておりますが、同団体と当社との間には多数の会員の一社との関係以外の関係は一切ありません。また、同団体の非営利独立の純粋な政策提言団体という性格に照らして同団体および同氏と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反の生じるおそれもなく、客観的・中立的な視点で意見表明ができる独立性を備えております。 　このように、同氏は外形的な独立性を備えるとともに、一般株主の利益に配慮した実効性の高い経営監督機能を発揮しうる方であることから、同氏を独立役員に指定しております。
安田　信	○	―――	グローバル企業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社監査体制の強化に活かしていただけると判断して選任しております。 　なお、同氏は、株式会社安田信事務所代表取締役社長を務めておりますが、当社の提供する一般的なサービスに関する取引関係を除き、同社と当社との間に特別の利害関係はなく、同社と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反の生じるおそれもないため、客観的・中立的な視点で意見表明ができる独立性を備えております。また、同氏は過去に複数の企業の監査役、取締役を務めておりましたが、それらの会社と当社との間に特別の利害関係はありません。 　このように、同氏は外形的な独立性を備えるとともに、一般株主の利益に配慮した実効性の高い経営監督機能を発揮しうる方であることから、同氏を独立役員に指定しております。

田中　節夫	○	当社は、田中節夫氏が代表理事を務める公益財団法人警察育英会および公益財団法人警察協会に寄付金（各10百万円未満）を納めております。	警察庁において要職を歴任されたほか、複数の企業での監査役や一般・公益法人の理事長等に就任された経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を、当社監査体制の強化に活かしていただけると判断して選任しております。 なお、同氏は、公益財団法人警察育英会および公益財団法人警察協会の代表理事を務めておりますが、いずれの財団も公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人として認定されており、同財団および同氏と当社との間で独立性が疑われるおそれや一般株主との利益相反の生じるおそれもなく、客観的・中立的な視点で意見表明ができる独立性を備えております。 このように、同氏は外形的な独立性を備えるとともに、一般株主の利益に配慮した実効性の高い経営監督機能を発揮しうる方であることから、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

取締役の金銭報酬については、月額報酬、賞与で構成することとしており、この内賞与については業績連動報酬の考え方を導入しております。賞与額の決定に当たっては、当社が重要視する経営指標の一つである連結営業利益を勘案し、総合的に決定することとしております。
また、株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与することとしております。
なお、社外取締役の報酬については業績連動報酬及び株式報酬を導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額、報酬等の種類別の内訳等
　取締役に対する報酬等総額　371百万円　10名
　（うち社外取締役に対する報酬等総額　30百万円　3名）
報酬等の種類別の内訳
（1）基本報酬　302百万円
　（うち社外取締役　30百万円）
（2）賞与　52百万円
　（うち社外取締役　0円）
（3）譲渡制限付株式報酬　15百万円
　（うち社外取締役　0円）

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、有価証券報告書への記載はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、金銭報酬と株式報酬（譲渡制限付株式報酬）で構成することとしております。ただし、社外取締役については、金銭報酬のみを支給することとしております。
これらの報酬のうち、金銭報酬については、指名・報酬委員会が、取締役会の授権を受けて、株主総会で決議された報酬限度額内において決定することとしております。また、株式報酬については、取締役会が、株主総会において金銭報酬とは別枠で決議された報酬限度枠内において、指名・報酬委員会における審議の結果を踏まえた上で決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対して、取締役会上程議案の重要事項につき事前資料配付および説明を実施しております。
なお、監査役会のもとに監査役室を設け、専属の使用人3名を配置し、監査業務の補助を取締役より独立して行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
-	-	-	-	―――	-

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名

その他の事項

-

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、取締役会が業務執行その他の会社の意思を決定し、代表取締役社長を中心とする執行役員が業務を執行し、社外監査役3名を含む監査役および取締役会が内部監査部門等と連携して取締役および執行役員の職務執行を監査・監督するガバナンス体制を採用しております。またこうした体制のもと、意思決定に外部の視点を取り入れ、経営の適法性・客観性を確保するため、社外取締役4名を選任しております。その具体的内容は、以下のとおりです。

1．会社の業務執行、監査・監督に係る機関・組織について

⑴ 取締役および取締役会
取締役会は、取締役11名(社外取締役4名を含む）で構成され、監査役5名（社外監査役3名を含む）も出席し、原則として毎月1回開催しております。
事業全般に関し経営方針と業務執行方針の決定、取締役の職務執行の監督を行い、活発な意見交換を図り、的確で迅速な意思決定を行うよう努めております。
取締役11名のうち6名は業務執行を行い、5名（取締役最高顧問1名、社外取締役4名）は、業務執行を行いません。
なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役4名と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。a.社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。b.上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
⑵ 執行役員
意思決定は取締役会が行い、業務執行を執行役員が行う執行役員制度を導入しております。これは、業務執行にかかる迅速化および責任と権限の明確化を図ることにより、フィールド部門の強化とお客様へのサービス体制の充実を実現するためであります。
執行役員は、取締役6名を含む30名であります。
⑶ 監査役および監査役会
監査役会は常勤監査役2名、社外監査役3名の5名で構成され、原則として毎月1回開催しております。
常勤監査役には、当社の業務、社内事情に精通し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者を、社外監査役には、経営陣からの独立性を有するとともに、経営、法律、財務等に関する見識を有し、経営に対する適切な監視・監督を行うことができる者を選任しております。
監査役は、取締役会に出席するほか、その他の重要会議に出席し、会社経営全般に関する意見交換を行うとともに、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査を実施しております。また、監査計画のもと、業務全般にわたる監査を当社社内および子会社・関連会社を対象に実施しております。
2019年度における主な活動状況
取締役会への監査役出席率　98.18%
監査役会への監査役出席率　98.18%
当社および子会社・関連会社の取締役等からのヒアリング　(77回)
当社事業所および子会社・関連会社等への往査　(101ヶ所)
なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役3名と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を

締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。a.社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。b.上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

⑷ 会計監査人

当社は、会社法に基づく会計監査および金融商品取引法に基づく会計監査について、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の指定有限責任社員・業務執行社員と当社の間には、利害関係はありません。2019年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

櫻井　清幸（継続監査年数3年）、吉田　秀樹（継続監査年数7年）、江澤　修司（継続監査年数2年）

・監査業務に係る補助者の構成　公認会計士19名、その他21名

(注)その他は、日本公認会計士協会準会員、システム監査担当者等であります。

⑸ 監査役室

監査役会のもとに監査役室を設置し、当社の業務および社内事情に精通した専属の使用人を常時2名以上配置しております。
専属の使用人は、監査業務を補助するにあたり取締役、執行役員、使用人の指揮命令を受けず、取締役から独立しております。
また、その人事異動、人事評価は監査役会の承認を得ることとしております。

⑹ 内部監査部門

内部監査部門として、監査部およびグループ運営監理部を設置しております。監査部は、主に当社を対象として日常業務ラインから独立して組織横断的に業務全般が適正に行われているかについてその管理・運用状況を査察するとともに、コンプライアンスに関する社員の相談・連絡窓口としても機能しております。グループ運営監理部は、子会社の査察・指導を行うとともに、子会社との情報交換を行い、セコムグループのコンプライアンス上の課題の把握およびその改善に努めております。

⑺ 組織風土委員会

代表取締役社長を委員長とする組織風土委員会を常設し、組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）を審査し、また重要な表彰・制裁を決定しております。

2．機関・組織間の連携等について

⑴ 代表取締役社長と監査役との定期的会合

監査役は代表取締役社長と、定期的(毎月1回)に会合を持ち、監査結果等を含めて経営上の重要課題について意見交換し、認識の共有に努めている。

⑵ 監査役と会計監査人の協議会等

監査役は会計監査人と定期的（年6回）に、また必要に応じて会合を持ち、意見および情報の交換を行っている。
会計監査人から監査計画ならびに監査報告（※）について説明を受け意見交換を行うほか、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会っている。(2019年度23回)

※四半期レビュー報告および会社法監査報告等

⑶ 内部監査部門等との連携

監査役は監査部と定期的（毎月1回）に連絡会を持ち、内部監査の結果等について報告を受け意見交換を行うほか、グループ運営監理部から適宜、子会社の査察の結果等について報告を受け、意見および情報の交換を行っている。また、必要に応じて内部監査部門等に対して調査を求める等効率的な監査の実施に努めている。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業経営等に関する豊富な見識を有する社外取締役を選任し、取締役会において内部事情にとらわれない大所高所に立脚した外部の視点を取り入れ、経営の透明性・客観性を確保する体制を構築しております。これにより当社では、経営に対する独立監督機能および業務執行の適正性保持機能を確保していると考えております。
また、経営、財務、法律等に関する見識を有する監査役（実質的に独立性を確保できる社外監査役3名を含む）を選任し、ラインから独立した監査役の活動を支える組織体制（監査役室設置等）や監査役からの客観的・中立的意見の具申を業務に迅速に反映する仕組み(代表取締役社長と監査役との定期的会合など）を構築しております。これにより当社では、監査役監査が、ステークホルダーの利害に配慮した経営に対する独立監督機能を果たしていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	早期開催を継続する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	2003年6月総会より実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年6月総会より株式会社ＩＣＪが運営する「機関投資家向け議決権行使プラットフォーム」に参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページ、株式会社東京証券取引所および株式会社ＩＣＪの該当サイトに招集通知を掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長による決算説明会を本決算および第2四半期決算の発表時ならびに必要に応じて随時開催し、会社の方針等を伝えるとともに投資家とのコミュニケーションの場としております。 また、IR責任者による個別スモールミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家の視点に立った迅速、正確、かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるようIR情報のウェブサイトを設け、アニュアルレポート、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明資料および株主通信等を掲載しております。 （https://www.secom.co.jp/corporate/ir/） また、重要事実等が発生した場合は、対外発表に加えて、ウェブサイトへの即時掲載を実施しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR部を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	お客様をはじめとするステークホルダーの皆様からの信頼をいただくために、法および法の精神を遵守し、法令で一般に定めるものよりもさらに厳しい、セコム社員としての心得と行動基準を「セコムグループ社員行動規範」として定めております。 「セコムグループ社員行動規範」には、セコムグループ全ての社員のあるべき姿とあらゆる業務の根底にあるコンプライアンスに関する考え方が規定されており、社会、お客様、お取引先などとの関係における心得や具体的に遵守すべき行動基準が明記されており、さまざまな機会に教育を行って一人ひとりに浸透させております。 ◆セコムの理念 https://www.secom.co.jp/corporate/csr/management/philosophy.html

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	セコムは、「社業を通じ、社会に貢献する」という企業理念のもと、事業を通じたＣＳＲ（企業の社会的責任）を実践しております。「お客様」「株主」「お取引先」「社員」「地域社会」など、企業活動を支えるすべてのステークホルダーの皆様から「価値ある企業」「信頼される企業」として支持され続けるため、中長期的な企業価値・株主価値の最大化に努めるとともに、社会的な課題の解決に貢献し持続的な成長を遂げていくことが重要であると認識しております。 ステークホルダーの皆様にセコムに対する理解を深めていただくべく、当社ホームページの「サステナビリティ」（日本語・英語）と年次報告として「サステナビリティレポート」ＰＤＦ版を作成し、適切な情報開示に努めております。 さらに近年、環境・社会・ガバナンスに配慮したESG投資が拡大し、非財務情報開示の重要性が高まっています。これらの要請に応える形でセコムグループの詳細なＥＳＧデータ・環境会計などを掲載し、積極的に情報発信を行っております。 注）ＥＳＧ・・・Ｅ：環境（Environment）、Ｓ：社会（Society）、Ｇ：企業統治（Governance） ◆ウェブサイト「サステナビリティ」 https://www.secom.co.jp/corporate/csr/ ◆サステナビリティレポート（各種対照表・ＥＳＧデータ集） https://www.secom.co.jp/corporate/csr/download/ レポートは国内外のガイドライン等（ＧＲＩガイドライン、環境報告ガイドライン、ＴＣＦＤ、ＩＳＯ26000）を参考として制作し、情報の検索性・比較容易性向上のため、ＳＤＧｓの17の目標や各ガイドラインとの対照表も作成しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報について、正確・公平・迅速を旨とする、情報開示の方針を「適時開示に係る基本方針」や「ディスクロージャーポリシー」に定め、公開しております。 ◆ディスクロージャーポリシー https://www.secom.co.jp/corporate/ir/disclosure.html また、「お客様」「株主・機関投資家」「お取引先」「社員」「地域・社会」「メディア」など、すべてのステークホルダーの皆様に対する社会への説明責任を果たすための体制を構築し、わかりやすくタイムリーな情報開示・発信に努めております。
その他	＜ダイバーシティ推進の方針・取り組みに関して＞ 多様な人材や価値観を取り入れ、新たな価値創造に活かすことが重要であるとの考えのもと、女性の活躍推進をはじめ、ダイバーシティの推進に取り組んでおります。 2013年４月、女性社員が活躍するために重要な「男女を問わず全社員の意識改革を行うこと」を目的に、全社員に向けて「女性の活躍推進宣言」を発信。2013年６月には、女性の活躍を推進させる専門セクション「女性の活躍推進委員会」を発足し、女性が活躍するために必要な制度や施策の検討・推進を図り、2016年３月、女性社員が活躍できる職場環境の整備と、「女性役職者の増加」等を目標とした「女性活躍推進に関する行動計画」を策定しました。 ◆女性活躍推進法に基づく取り組み「女性活躍推進に関する行動計画」 https://www.secom.co.jp/corporate/csr/infra/employee/pdf/woman.pdf また、2017年10月には、「ダイバーシティ＆インクルージョン推進宣言」を行い、人事部に「Ｄ＆Ｉ推進担当」を配置。性別や国籍、年齢などを問わず、多様な社員一人ひとりを尊重し、それぞれが能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進しております。 「ダイバーシティ＆インクルージョン推進宣言」 ・セコムは、企業理念が浸透し規律を維持した組織のもとで、社員一人ひとりの違いを尊重し、人財の多様性を重視します。 ・セコムは、あらゆる社員が自信と誇りを持ち、元気に明るくイキイキと活躍できる企業を目指します。 ・セコムは、社員一人ひとりの更なる成長と、それぞれの強みの相乗効果を高めることで、革新的な価値創造に挑み続けます。 ◆ダイバーシティの推進 https://www.secom.co.jp/corporate/csr/infra/employee/workplace.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」いわゆる内部統制システムの基本方針として取締役会で決議した内容は、下記のとおりです。（最終改定：2019年４月４日）

なお、2020年４月１日に「組織指導部」を「監査部」に名称変更しております。

記

＜内部統制システムの基本方針＞

１．総論

本決議は会社法第362条第５項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。

本決議に基づく内部統制システムの構築は各々の担当役員の下で早急に実行されなければならず、また不断の見直しにより改善が図られるものである。

２．取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員は、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。

「セコムグループ社員行動規範」は、創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準(反社会勢力との関係遮断を含む)を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。コンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

(1)当社の事業にとって不可欠な要件は法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。従って当社にとってコンプライアンスは日常業務そのものであり、その推進について特定の部署、特定の担当役員が責任を持つ体制をとるべきではない。コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であり、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、更に各担当役員が所管部門を統括し、代表取締役社長が全社を統括する。

(2)各分野別に責任を持つ担当役員は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務部その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。

(3)代表取締役社長の命により監査部が適時組織横断的に職務執行を査察し、法令及び当社規程の遵守を推賞することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。監査部は、査察の結果を代表取締役社長に直ちに報告する。

(4)役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなくしかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときに、監査部へ直接通報できる「ほっとヘルプライン」を設置する。当社は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。

(5)会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題(コンプライアンスにかかわる事項を含む)を審査し、また重要な表彰・制裁を決定するため代表取締役社長を委員長とする常設の組織風土委員会を設置する。

(6)「セコムグループ社員行動規範」の改正、コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は組織風土委員会で審議のうえ監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

(7)財務報告に係る内部統制については、企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報(取締役会議事録・決裁文書など)は、当社規程に従い適切に保存および管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社のリスク管理態勢は、リスク管理が当社の事業そのものであるとの認識のもと、日々の事業活動そのものに組み込まれている。つまり担当役員は代表取締役社長の統轄のもと、自己の担当する事業分野について、事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、策定されている内規及び各種マニュアルを環境の変化に応じて修正を行う。内規、各種マニュアルには、リスクの分析と評価に基づく、予防策及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急態勢ならびに日常的なリスクモニタリング制度などを含む。

(2)担当役員は、リスクの分析・評価結果を代表取締役社長及び監査役会へ報告する。

(3)全社横断的なリスクの把握および対策の検討等を行うため、リスク管理担当役員を委員長とするリスク対策委員会を開催し、必要に応じて代表取締役社長に報告する。

(4)当社のリスク管理体制の重要な改変は監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

大規模災害時及び平時のリスクは以下のとおり。(アルファベットで「リスクの分類」、(　)書きで「リスク例」を示す。)

□大規模災害時

a　大規模災害リスク　(地震・風水害・火山災害・放射能漏れ等)

□平時(以下のbからf)

b　コンプライアンスリスク　(「セコムの事業と運営の憲法」、「セコムグループ社員行動規範」その他内規違反、法制度の新規、変更(税制、医療制度等)に伴うリスク、法令違反等)

c　システムリスク　(情報システムの停止、電子データの消滅、大規模停電、広域回線障害、ICT(情報通信技術)に係わるリスク等)

d　業務提供に係るリスク　(業務を提供するに際して発生するリスク(警備事故、防災事故、設備メンテ事故等))

e　事務処理・会計リスク　(事務処理、会計処理における誤入力、入力漏れ、引当金の見積ミス等)

f　その他　(外部からの攻撃(デマ・中傷、盗難、テロ等)、企業買収時のリスク、新規システム開発のリスク、その他事業インフラリスク(自社火災、新型インフルエンザ、病気の蔓延等)等)

５．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するた

め、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする運営・執行を行う。
(2)その前提に立ち、当社は、職務の執行を効率的に行うため、執行役員制を導入し、意思決定と職務の執行の更なるスピード化を図る。
(3)当社は、通示達の周知や決裁文書による意思決定のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制を維持する。
(4)当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6-1．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)子会社は「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念に、すべての役職員に適用される「セコムグループ社員行動規範」を共有し、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。
(2)子会社は「セコムグループ情報セキュリティ基本方針」に則ってIT統制を行う。当社のIT担当役員は主要な子会社のIT運用状況について適時査察を行う。
(3)当社代表取締役社長を議長とし、主要な子会社の社長及び議長が指名する者で構成する「セコムグループ経営会議」を設け、グループ情報及び運営理念の共有化を図り、グループ総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正な運営に努める。当社代表取締役社長はその結果を必要に応じ取締役会及び監査役会に報告する。
(4)当社代表取締役社長は当社の内部監査部門（監査部及びグループ運営監理部）に命じ、必要に応じて子会社を査察する。子会社は当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の把握及びその改善に努める。
また当社は、子会社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知った時に当社のグループ運営監理部へ直接通報できる「グループ本社ヘルプライン」を設置する。「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、通報された内容を秘密事項として扱い、直ちに必要な調査を行なったうえで、適正な処置をとる。この通報により、通報者は何らの不利益も受けない。
(5)主要な子会社については当社監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。
(6)当社は、当社監査役会と協議のうえ、グループ監査役連絡会を設け、情報の共有化を図る。
6-2．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
セコムグループ総体としての事業ビジョン達成へのグループシナジーを高めるため、「セコムグループ企業経営基本規程」を定め、子会社の重要意思決定についての当社との事前の協議事項及び承認事項並びに重要事項報告の基準を明確にし、これを実行する。
6-3．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社は「セコム及びセコムグループにおける危機管理の意義と基本方針」に則り、リスク管理体制の整備を行う。また、重要事項発生時には当社の統制下で適切な対応をとる。
6-4．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)子会社の全取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基軸とする効率的な業務運営・執行を行う。
(2)当社及び子会社はセコムグループ総体としての「事業ビジョン」に基づく子会社の年次の事業計画を策定し、その進捗を確認する。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)当社は、専属の業務及び社内事情に精通した使用人を常時2人以上配置した監査役室を設置し、監査業務を補助する体制をとる。
(2)監査役の補助者は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をすることができる。

8．上記7．の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助者の人事異動・人事評価は監査役会の承認を得なければならない。監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役及び執行役員並びに使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

9．次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
9-1．取締役及び会計参与並びに使用人が監査役に報告をするための体制
(1)取締役が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。
(イ)組織風土委員会その他で決議された事項
(ロ)会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
(ハ)毎月の経営状況として重要な事項
(ニ)内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
(ホ)重大な法令・定款違反
(ヘ)その他コンプライアンス上重要な事項
(2)(1)にかかわらず、監査役は必要に応じ随時に取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
(3)「ほっとヘルプライン」により通報された事項は、監査部より監査役へ報告される。
9-2．子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
「グループ本社ヘルプライン」により通報された事項は、グループ運営監理部より監査役へ報告される。

10．上記9.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

11．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を負担する。

12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)監査役会は、代表取締役社長及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とする。
(2)監査役は取締役会に出席するほか、必要に応じ重要会議に出席し経営全般に関する意見交換を行うとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施する。
(3)当社は、監査役会に対して、監査役会が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞
1．取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、日常業務の中で法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」の遵守に対する意識の浸透を図っている。また、全ての研修カリキュラムにセコムの理念の研修を盛り込んでいる他、理念の透徹のための「Tri-ion活動」や、eラーニングシステムを使用した学習や社内報を通じてセコムの理念の浸透と定着を図っている。担当役員は自らの担当する分野の法令

改正情報を定期的に入手し、法令改正へ適切に対応している。監査部は監査計画に基づいた業務監査を行い、監査結果を代表取締役社長及び監査役へ毎月報告するとともに、問題解決に必要な是正措置を指示している。また、「ほっとヘルプライン」により内部通報された内容については、関係部署と適切に対応している。会社の組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）は、適宜、組織風土委員会を開催し、審議及び対応を行っている。財務報告に係る内部統制については、基本的計画及び方針に基づき、その有効性に関する評価を適切に行っている。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録・決裁文書などは、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理を行っている。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各役員は年に1回、自己の担当する事業分野について事業リスク及び不正リスクを分析・評価し、結果について代表取締役社長及び監査役へ報告するとともに、策定されている内規及び各種マニュアルを適宜見直し、必要に応じて修正を行っている。また、リスク管理担当役員を委員長とするリスク対策委員会を設置し、全社横断的なリスクの把握及び対策の検討等を行なっている。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、社外取締役3名を含む10名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席し、原則として毎月1回開催している。取締役会では、事業ビジョンに基づき、経営に関する重要事項の審議や取締役の業務執行状況の報告などを行い、的確で迅速な意思決定を行うよう努めている。また、取締役6名を含む29名の執行役員体制により意思決定と職務の執行のスピード化を図っている。
（上記は2020年3月31日現在の役員体制）

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び子会社の取締役は、「セコムの事業と運営の憲法」を基本理念として適正な業務運営に努めており、当社代表取締役社長は「セコムグループ経営会議」を半期毎に開催し、グループ情報及び運営理念の共有化を図るとともに、各社の業務の適正を確保するよう努めている。監査役はグループガバナンス強化のため、子会社の訪問・聴取（合計54回）を実施した。更にグループ監査役・内部監査部門及び会計監査人との連携強化のため、「セコムグループ監査役・内部監査部門合同連絡会」（1回）を開催した他、グループ監査役との連携を行った（25回）。内部監査部門は、必要に応じて子会社を査察し指導するとともに、「グループ本社ヘルプライン」により内部通報された内容について関係部署、子会社と協同し適切に対応している。当社及び子会社は「セコムグループ企業経営基本規程」に基づく事前の協議による子会社の重要意思決定や重要事項報告を通じ、子会社の業務の適正を確保するよう努めている。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、専属の使用人を常時2人以上配置した監査役室を設置し、監査役の指示に従い監査業務を補助している。

7．上記6．の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
監査役の補助者は、監査役からの命令に従い職務を遂行している。

8．監査役への報告に関する体制
監査役は、内部統制システムの基本方針で定めた取締役が監査役に報告すべき事項の他、内部通報制度である「ほっとヘルプライン」及び「グループ本社ヘルプライン」により内部通報された内容について、発生の都度、内部監査部門より報告を受けている。

9．上記8．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報された内容は、「コンプライアンスに関するセコムグループの基本方針について」に則り秘密事項として扱われ、報告者は何らの不利益も受けない体制が整備されており、当事業年度においても遵守されている。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生じる費用については、監査役会で予算を決議し、取締役会で報告している。生じた費用は当社にて負担している。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長との意見交換会を12回、会計監査人との意見交換会を14回開催した他、取締役会、その他の重要会議に出席し意見交換するとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人から定期的にヒアリングを実施している。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準を定めた「セコムグループ社員行動規範」を定めており、これを役職員がすべての行動の根幹となる規範と位置づけております。この「セコムグループ社員行動規範」の中に、反社会的勢力との関係を持たないこと、反社会的勢力に商品・サービスの提供を行ってはならないことを明確に定めております。また、反社会的勢力排除に向けた取り組みや対応要領を役職員向けにマニュアルとして作成し、通知しております。

2．反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、「セコムグループ社員行動規範」の遵守を社員教育等を通じて徹底するとともに、基本となる契約書において、反社会的勢力との契約関係が判明した場合に契約を終了させることができる旨の規定を置いております。また、反社会的勢力からの不当な要求その他の接触に関する情報を本社に集中させる運用としており、必要に応じて、警視庁・道府県警察などの関係機関と緊密に連携しております。
なお、当社が加盟する各都道府県の警備業協会および一般社団法人全国警備業協会とは、反社会的勢力排除に向けた協力関係にあります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

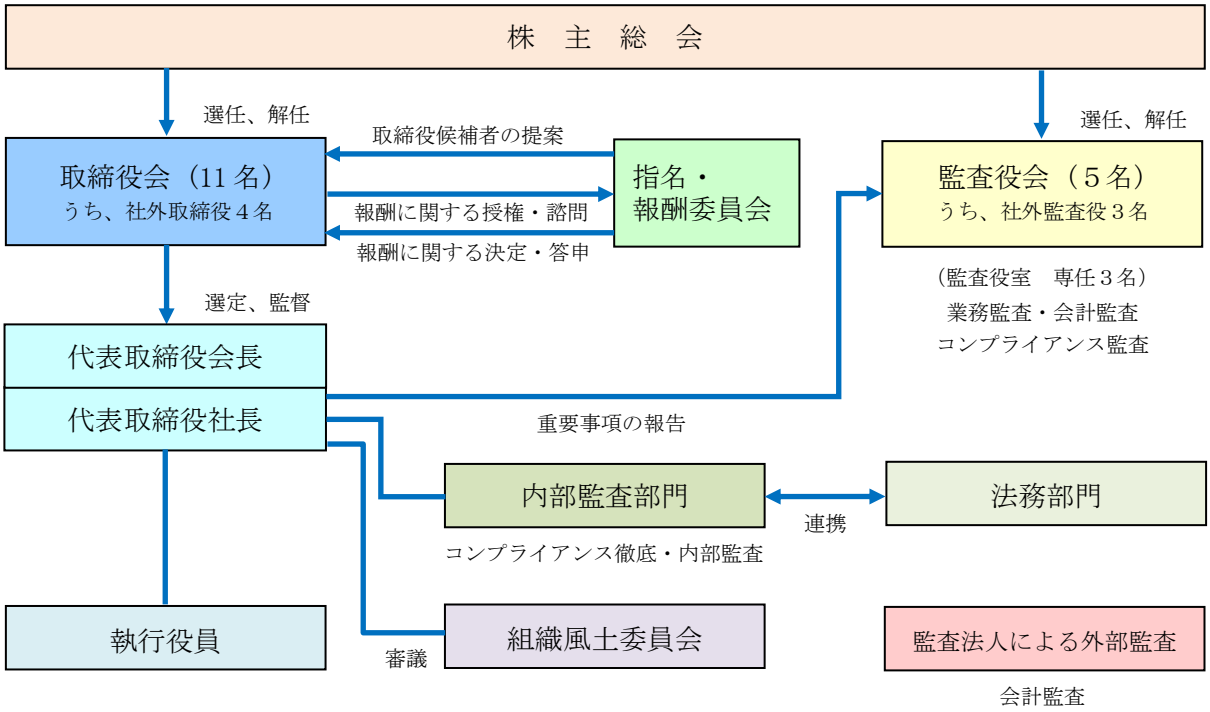
1. 内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制
内部統制システムの基本方針に従い、具体的な施策については、策定したスケジュールに基づき実行しております。
内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別添のとおりです。

2. 適時開示体制の概要
(1)適時開示に係る基本方針
当社は、投資家の投資判断に重大な影響を与える会社情報を、投資家の誤解を招かないよう、客観的事実に基づき、適時開示プロセスに則り、正確、公平かつ迅速に開示することを基本方針としております。また、証券取引に関連する法令および証券取引所の諸規則を遵守し、適時開示規則に該当する事項について、遅滞なく開示を行うだけでなく、投資家の当社に対する理解を深めていただくために、適時開示規則に該当しない事項に関しましても、積極的に情報提供を行う方針としております。

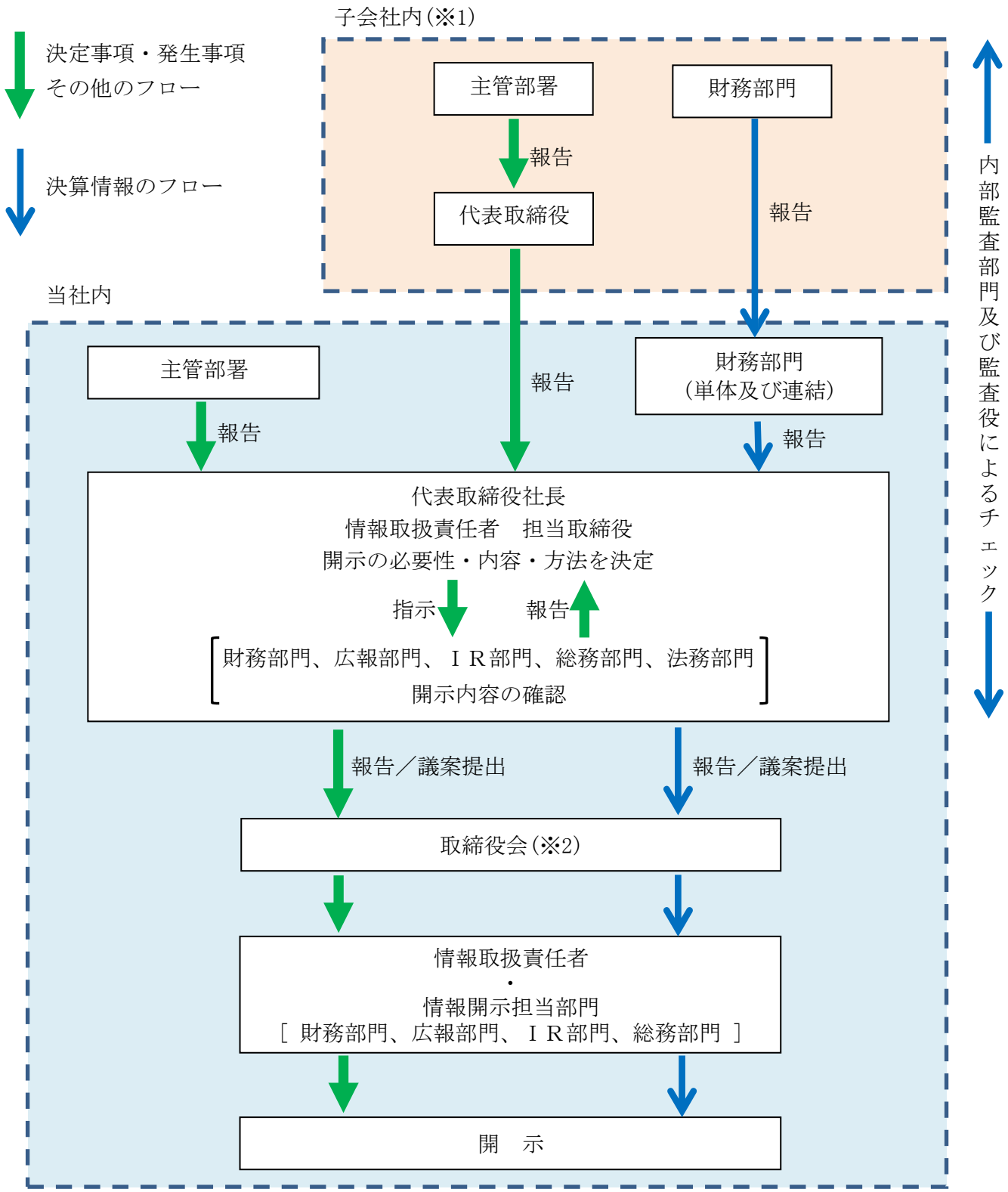
(2)重要な会社情報の報告・開示体制について
a.情報収集について
重要な会社情報の把握に際しては、正確、迅速かつ漏れが無いように情報収集にあたる事が肝要となりますが、セキュリティサービスを主要事業とする当社では、緊急事案に即座に対応するオペレーションを行う必要性から、代表取締役社長に重要な会社情報を迅速に集約する社内体制のもと、情報収集を行い、迅速かつ機動的な対応を行っております。
内部統制については、内部監査部門が、法規への準拠性、業務活動の正当性などの観点から内部監査を実施し、適宜、代表取締役社長への報告および改善提案を行っております。
b.開示の必要性と開示内容の確認について
重要な会社情報を正確かつ迅速に把握した際に、その情報が適時開示規則等に該当するか、あるいは任意で開示すべきか否か代表取締役社長が主管部署に指示をして検証し、決定しております。さらに開示内容の詳細は情報取扱責任者の管理のもと、財務部門、広報部門、総務部門、法務部門による相互チェックを徹底し、遅延を防止しつつ、適正な表現かつ適切な方法で開示するよう努めております。
c.開示体制の見直し
上述の適時開示体制については、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

(3)適時開示体制に係わる模式図は、別添のとおりです。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制に係わる模式図】



(※1)上場子会社の開示情報については、その代表取締役又は情報取扱責任者より、当社の代表取締役社長又は情報取扱責任者が適宜、事前報告又は結果の報告を受けております。

(※2)代表取締役社長が緊急な開示が必要と判断した会社情報については、取締役会への報告・審議が事後となることがあります。(取締役会規則に基づく)